

# 議員兼業禁止を巡る諸問題

## 立法趣旨から考えよう

市町村議会議員が経営する個人商店が、市町村と取引することで議員の職務執行の公正や適正が損なわれる恐れがあるのか。全国で議員の兼職問題が議論を呼びています。今回は地方自治法の兼業禁止規定をどう解釈すべきなのか、A町議会事務局職員と弁護士によるQ&A方式でその対応を考えてみたいと思います。

**A町議会事務局職員Bさん** 最近は

方自治法九二条の二には該当しないですよね?

**弁護士** (じろうと睨んで) 地方自治法九二条の二の二の条文をよく読んでください。

**Bさん** えーと、「普通地方公共団体の議員は」あたりが主語ですね。続いて、「当該普通地

方公共団体に対し請負をする者及びその支配人」……。  
**弁護士** そこで切れます。そして最後の一〇文字「たることができない」につながります。つまり、地方自治法九二条の二は、「A町の町議会議員は、A町に対し請負をする者及びその支配人であつてはならない」と規定しているのです(注1)。個人商店の場合には、C屋=Dさんとなりますから(注2)、取引量の多寡に関わらず該当することになります(注3)。法は、議員個人が事業を営んでいる場合と、法人が事業を行い、議員がその法人の役員等をしている場合を明確に区分して

いるのです。  
**Bさん** 完全に勘違いしていました。  
**弁護士** C屋が株式会社の場合でDさんが取締役の場合にはどうでしょうか?  
**Bさん** C屋が「主として同一の行為をする法人」に該当するかどうかが問題となります。最高裁判決によれば、当該普通地方公共団体等に対する請負量が当該法人全体の業務量の半分を超える場合は、そのこと自体において該当しますが、請負量が当該法人の全體の業務量の半分を超えない場合であっても、当該請負が当該法人の業務の主要部分を占め、その重要度が長の職務執行の公正、適正を損な

### Profile



佐々木 泉頭 (ささき・もとあき)

札幌市中央区大通西11丁目大通藤井ビル6階  
 弁護士法人佐々木総合法律事務所  
 TELO11-261-8455 FAX011-261-9188  
 ・北海道町村会顧問  
 ・一般社団法人札幌市医師会顧問  
 ・北海道教育委員会顧問

うおそれが類型的に高いと認められる

程度にまで至つてゐるような事情があ

るときは、当該法人は「主として同一の行為をする法人」に当たるといふ

ると判示しておりますので、半分を超

えない場合であつても該当する場合が

あります。

裁判例等から判断すると、C屋の

年間売上の四〇%を超える場合が「業

務の主要な部分を占める」となると考

えられます。(注4)

Bさん ある議員さんは、最高裁は五

年間の平均数値をもてて判断すること

としているから、一年や二年、取引量

が多くなつても問題ないと主張するの

ですが、判断の対象期間についてはどう

うなるのでしょうか?

弁護士 最高裁判決や東京高裁判決

を見る限りでは、請負量が当該法人

全体の業務量の半分を超える場合は、

たとえ一年でも該当すると考えられ

ます。半分を超えない場合であつても、

直近二年間の数値が四〇%を超える

場合には該当すると考えるべきだと思

います(注5)。

Bさん ところで、東京高裁判決を読

むと、もともと地方自治法九二条の一

の規定の立法趣旨は、「議員さんに公平

な職務執行をさせる」とですよね(注

6)。でも実際には…。

弁護士 法が求めているのは、首長や

議員の職務執行の公正、適正であり、

町議会内の兼業禁止規定を材料と

した非難合戦、足の引っ張り合いでは

ありません。このことを良く議員さん

方に説明して下さい。

注4 前記最高裁判決は、森林組合の年間事

業収入金額の平均二五・一―%の場合、「組

合の業務の主要部分を占めることを否定して

しゆんのに対して、東京高裁判決一五年一二月

一五日判決(判例時報一八五三号七八頁)で

は、「一年間の請負比率は四五・六一%ならし

四七・三〇%の場合」、その割合からして當

一四一条について「同様において、請負人が

個人の場合は、当該普通地方公共団体等に対

する請負の重要度にかかわらず請負關係に

立つことを禁止してゐるのに対し、請負人が

法人の場合は、当該普通地方公共団体等に

対する請負を主とする法人に限つて規制の対

象としているのも、後者の場合は、一般に長

たる個人の請負關係への関与が間接的になる

ので、当該法人にとつて当該普通地方公共

団体等に対する請負の重要度が右の程度に至つ

て初めて、長の職務執行の公正、適正を損な

注意して頂きたい。

注5 本件のような個人商店の場合には、民

事訴訟の裁判等では、「C屋」と表示さ

れる事じない。

注6 個人事業については年一回、定期的に

市に文書提出を年間売上の約一〇%を納入する

場合についても兼業禁止規定に違反する旨の

实例がある(昭和三一年一二月一九日自治庁

選舉部長回観)。

## 解説

用いるべきであるとして、直近二年間の数値を使用している。

最高裁判決や東京高裁判決を見る限り、当

該法人の実情を正確に把握するために、直

近の複数年度を対象とすることが必要であ

る。最高裁判決の事案では、五年間の各年度

に大きな差異や事業内容に大きな変動がなか

ったので、五年間の長期にわたっての平均数値

を採用したことは、当該法人の実情の把握に

ついて正確性を担保できる。

しかし、五年間の間に当該法人の事業内容

に大きな変動がある場合には、逆に実情を正

確に把握することを妨げることになりかね

ないか。東京高裁判決は年度途中のものを除い

た直近二年間を採用している。

注6 前記東京高裁判決は、「普通地方公共團

体の議員の議員や長が当該普通地方公共團

体の議員の議員や長が当該普通地方公共團

体の議員の議員や長が当該普通地方公共團

体の議員の議員や長が当該普通地方公共團

体の議員の議員や長が当該普通地方公共團

体の議員の議員や長が当該普通地方公共團

体の議員の議員や長が当該普通地方公共團

体の議員の議員や長が当該普通地方公共團

体の議員の議員や長が当該普通地方公共團